

訴えの提起をすることについて

下記事件について訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 当事者 原告 周南市

被告 住所

氏名

2 事件名 建物明渡等請求事件

3 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、平成29年1月1日から住宅明渡しの日までの家賃相当損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (4) 仮執行宣言

4 訴訟遂行の方針

市は、判決の結果、必要がある場合は控訴し、又は上告することができる。

(参 考)

経 緯

昭和58年8月10日、旧徳山市は、住宅名義人である[REDACTED]に対し、[REDACTED]を、家賃月額7,900円、敷金23,700円で入居を許可し賃貸した。

住宅名義人は、平成26年度収入調査（平成27年度認定）の結果、政令で定める高額所得基準を超過し、平成27年度収入調査（平成28年度認定）においても、同様に政令で定める高額所得基準を超過した。

このため、入居から5年以上経過し、政令で定める高額所得基準を2年続けて超過した世帯として、平成28年2月18日付け「高額所得者認定通知書」を送付したが、15日間の意見申出期間が経過しても意見の申出がなかった。

平成28年4月6日付け「高額所得者認定による明渡し請求通知書」を内容証明郵便にて送付したところ、平成28年4月8日に受け取っており、また、平成28年9月9日には「市営住宅の明渡し手続きについて（ご案内）」を送付し、9月末日までに住宅課へ来庁し明渡し届を提出すること及び10月中に明渡し検査日時の希望日を連絡し、期日までに検査完了するよう求めたが、明渡しの履行がなかった。その後も名義人宅を度々訪問、架電し、住宅名義人の妻とも話すが、明渡しに応じなかった。

これにより、平成28年10月31日付けで賃貸借契約を解除し、特定記録郵便にて平成28年11月2日付け「市営住宅の契約解除通知及び明渡し請求書」を送付し、平成28年11月4日に届け済みを確認したが、明渡しの履行がなかった。

その後も訪問、架電を繰り返すが明渡しが行われないまま不法占有の状態が続き、平成29年1月13日、住宅名義人が来庁するものの、明渡し手続に一切応じる様子もなく、一方的に席を立ち帰宅した。

上記により、住宅名義人に対して、住宅の明渡し及び賃貸借契約解除日の翌日から住宅明渡しの日までの家賃相当損害金の支払を求める訴えを提起するものである。

なお、家賃相当損害金については、平成29年1月1日から住宅明渡しの日まで、家賃から算出した金額を請求するものである。